

静岡市 行政ガイド 目次

行政ガイドのご利用に際して

この「しずおか生活ガイドブック」の行政情報は、原則として、令和4(2022)年4月1日を基準に作製しています。発行にあたって、できる限り新しい情報を盛り込みましたが、発行後に制度や料金の改定が行われることもあります。

最新の情報は、静岡市ホームページでご確認ください。

[ホームページ](https://www.city.shizuoka.lg.jp/) <https://www.city.shizuoka.lg.jp/>



市章

静岡市役所

静岡市のコールセンター

市役所へのお問い合わせは、下記コールセンターをご利用ください。市政全般に関するお問い合わせにお答えします。

【市役所いつでも電話サービス】

◎年中無休 平日午前8時～午後8時、土日祝日午前8時～午後5時

にじゅうまるのしやくしょ

☎ 200-4894

FAX 200-4895

[ホームページ](https://call.city.shizuoka.jp/) <https://call.city.shizuoka.jp/>

区役所・支所

葵区

【葵区役所】葵区追手町5番1号

☎254-2115

【井川支所】葵区井川656番地の2

☎260-2211

駿河区

【駿河区役所】駿河区南八幡町10番40号

☎202-5811

【長田支所】駿河区上川原13番1号

☎259-5522

清水区

【清水区役所】清水区旭町6番8号

☎354-2111

【蒲原支所】清水区蒲原新田一丁目21番1号

☎385-3111



市の花

タチアオイ

アオイ科・タチアオイ属



市の木

ハナミズキ

ミズキ科・ミズキ属

- 28 緊急連絡先・転入された方へ
- 29 火災・救急・災害対策
- 33 戸籍・住民登録〔届出・証明〕
- 38 市民サービスコーナー
- 41 斎場の利用
- 42 国民健康保険
- 45 後期高齢者医療制度
- 47 国民年金
- 48 市税
- 51 生活環境
- 51 水道・下水道
- 53 ごみ
- 56 市民相談室
- 65 医療
- 66 健康福祉・保健衛生
- 66 がん検診・各種健康相談
- 68 高齢者福祉
- 70 介護保険
- 73 心身に障がいのある方に
- 77 子育て
- 77 乳幼児・児童
- 84 小・中学校・高校
- 87 市民活動
- 89 公共施設
- 105 市議会・情報公開・広報
- 107 各課の仕事と連絡先



市の鳥

カワセミ

ブッポウソウ目・カワセミ科

緊急連絡先
転入された方へ

火災・救急
災害対策

戸籍・
住民登録
〔届出・証明〕

国民健康保険

後期高齢者
医療制度

国民年金

市税

生活環境

医療

健康福祉・
保健衛生

子育て

市民活動

公共施設

市議会・
情報公開・広報

各課の仕事と
連絡先

※新型コロナウイルス感染症対策として、各施設の開館状況や市税等の減免事項に変更がある場合がありますので、詳細についてはホームページをご確認ください。

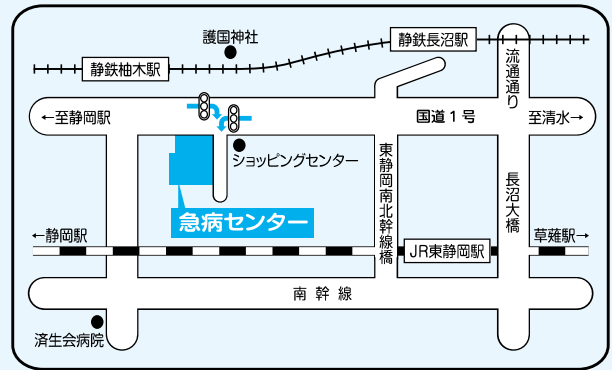
緊急連絡先

※ 静岡市の市外局番は<054>

- 警察への事件・事故の通報……………☎110
- 火事・救急車……………☎119
- 休日・夜間の急病

- ◇当番情報電話案内
24時間対応 ☎0800-222-1199(自動音声)
- ◇毎夜間
・急病センター(右図)
内科、小児科、外科
診療時間 午後7時～10時 ☎261-1111
- ◇祝休日の昼間・土曜日の午後(在宅当番医制)
内科、小児科、外科→当日の新聞(朝刊)に掲載
- ◇救急歯科センター 葵区城東町24-1
(城東保健福祉エリア保健所棟1階)
日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)
診療時間 午前9時～午後5時
(受付は午後3時30分まで) ☎249-1199

急病センター 葵区柚木1014番地



- 電気(中部電力パワーグリッド)
葵区・駿河区・清水区 ☎0120-985-232
- ガス(静岡ガス)
葵区・駿河区・清水区(蒲原地区を除く)
☎285-2111
蒲原地区
☎0545-52-2260
- LPガス(プロパンガス)
契約している販売所へお問い合わせください。
- 水道(平日17:15～8:30、土日、祝日の修理・相談)
葵区・駿河区 修繕センター ☎248-7812
清水区 清水給水修繕センター ☎345-5270

新しく転入された方へ

転入届

静岡市に転入されてから14日以内に届出をしてください。
詳しくは… 34ページ

国民健康保険

「前住所地で国民健康保険に加入していて、引き続き静岡市でも加入する方」または「新たに加入しなければならない方」は転入後14日以内に加入の手続きをしてください。
詳しくは… 42ページ

後期高齢者医療制度

前住所地で後期高齢者医療制度に加入されていた方は、転入されてから14日以内に加入手続きをしてください。
詳しくは… 45ページ

国民年金

年金を受給している方が転入された場合、住所の変更手続きが必要な場合があります。

使用開始の届出

水道や電気、都市ガスなどは使用開始の際に届出してください。

自治会・町内会活動

市内には約950の自治会・町内会等があり、南海トラフ地震に備えての自主防災活動、青少年の健全育成、交通安全、環境美化運動、住民同士の交流会などを実施しています。
また、市の広報紙や各種回覧などは、自治会・町内会等を通じて配付されます。まだ自治会・町内会等に加入していない方は、自治会・町内会等に加入し、安全・安心な明るい地域をつくりましょう。

詳しくは…各区役所地域総務課

葵区	☎221-1051	☎221-1104
駿河区	☎287-8697	☎287-8709
清水区	☎354-2028	☎351-4470

小・中学校の転入届

区役所では、転入届をされたときにお子さんの通学する学校を指定し、「転学通知書」をお渡しします。
詳しくは… 84ページ

犬の転入手続き

犬を飼われている方は、動物指導センター(P62)へ犬の転入手続きが必要です。

火災・救急

火災・救急の通報の仕方

[119番]をダイヤルし、電話が通じたら、あわてず、はっきりと次のように教えてください。

★火災のとき「火事です。静岡市〇〇区〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号〇〇宅付近で〇〇が燃えています。目標となる大きな建物は〇〇です。」

★救急のとき「交通事故(または急病人)です。静岡市〇〇区〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号〇〇宅です。目標となる大きな建物は〇〇です。」

◆119番の受信先

ご家庭の一般電話や公衆電話からの[119番]は、静岡市消防局の指令室につながります。

★IP電話からの119番通報

IP電話の種類によって、119番通報ができないもの、通報を行うための設定が必要なものがあります。詳しくは契約先や取扱説明書などで確認してください。

★携帯電話からの119番通報

静岡市消防局管内で携帯電話から通報した場合は静岡市消防局の指令室につながりますが、管轄の境では他の消防本部につながる場合があります。その場合は消防本部間で転送しますので電話を切らずにお待ちください。

※通報の際は自分の携帯電話の番号をお知らせください。

★FAX119

火災・救急の種類などを記入し119番をダイヤルしてFAX送信してください。用紙の見本は静岡市ホームページの防災・消防欄に掲載されています。

★NET119

音声による通報が困難な方を対象に携帯電話のインターネット機能を利用した緊急通報システムを導入しています。詳細は各区の福祉事務所障害者支援課までお問い合わせください。(障害者支援課…葵P110、駿河P111、清水P111参照)

『皆さんの命と財産を守る119』

災害情報・病院等の問い合わせには使用しないでください。ご協力をお願いします。

災害対策

災害に備えて

危機管理総室

☎221-1241・221-1243

☎254-2100・251-5783

市では「安心して生活できる災害に強いまちづくり」を目指し、積極的に防災対策に取り組んでいます。また、家庭内の防災対策、備蓄品、非常持ち出し品、避難経路や避難場所の確認など、皆さんからの防災相談にも応じています。気軽にご相談ください。

◆自主防災組織

台風や洪水、土砂災害、地震など災害が起きたとき、自分自身の身を守り財産を守るためには、一人ひとりが日ごろから災害に対する十分な準備をしておくことが大切です。(自助)

◆消防テレホンガイド ☎0180-99-5678(自動音声)

管内(静岡市、島田市、牧之原市、吉田町、川根本町)で現在発生している火災などの災害情報を知ることができます。※PHSとIP電話の一部では使用できない場合があります。※令和5年7月頃、リニューアルを予定しています。

消防署への各種届出等

申請書・届出書の提出はインターネットではできません。静岡市のホームページから書式を取得し、記入後静岡市消防局、または各消防署へ提出してください。手続きについて不明な場合は、提出前に電話でお問い合わせください。

市内消防署・出張所一覧

	名称	所在地	電話番号
葵区	葵消防署	追手町6番2号	255-0119
	平和出張所	平和一丁目3番58号	271-1516
	山崎出張所	山崎二丁目3番地の8	278-7671
	南田町出張所	南田町1番1号	253-1512
	千代田消防署	東千代田二丁目1番10号	263-1295
	城東出張所	城東町55番10号	245-1513
	瀬名出張所	瀬名一丁目19番11号	262-3983
	しずはた出張所	下94番地の1	294-3119
	井川出張所	井川994番地の1	207-3007
駿河区	駿河消防署	南八幡町10番30号	280-0119
	東豊田出張所	聖一色206番地の3	265-6355
	稲川出張所	稲川一丁目5番12号	281-2035
	鎌田出張所	鎌田54番地の4	259-1001
	用宗出張所	用宗二丁目7番5号	259-2400
清水区	大谷出張所	水上28番地の10	237-0517
	清水消防署	東大曲町6番8号	367-3119
	高部出張所	押切1587番地	348-0119
	有度出張所	吉川507番地の1	346-0119
	港北消防署	庵原町592番地の8	363-0119
	庵原分署	由比716番地の1	375-6119
	興津出張所	八木間町409番地の2	369-1119
	小島出張所	小河内3445番地の1	360-1122
	日本平消防署	村松625番地の4	335-0119
三保出張所	三保3503番地の47	336-3119	

※静岡市は島田市、牧之原市、吉田町及び川根本町と、平成28年4月から消防事務の広域化の運用をしています。

しかし、個人の力には限界がありますから、隣近所の人々が協力し助け合える組織、自治会・町内会等(以下自治会等)に加入しましょう。(共助)自治会等では災害対策のために自主防災組織を結成しています。詳しくは、地元の自治会等または各区役所の地域総務課におたずねください。

◆防災資機材等の整備への補助制度について

市では、自主防災組織が防災資機材等を整備するときに必要な費用の一部を助成しています。補助の対象となるのは、防災資機材・防災倉庫・防災倉庫用地借地料・可搬消防ポンプ・避難路等の整備に係る費用です。詳しくは、各区役所の地域総務課におたずねください。

葵区地域総務課	☎221-1343
駿河区地域総務課	☎287-8683
清水区地域総務課	☎354-2024

◆地域の防災訓練に参加を

自主防災組織では、災害の発生に備えて、避難誘導、初期消火、救出救助、応急手当、防災資機材取扱いなどの訓練を実施しています。11月の地震防災強化月間では防災意識の高揚を図り、また12月第1日曜日(地域防災の日)には、市内一斉に各地域の特性にあった地域防災訓練が行われます。訓練に積極的に参加し、地域のコミュニケーションを図り、いざというときに備えましょう。

◆住まいの安全対策を

地震から生命や財産を守るためには、建物の安全性を確かめ、必要に応じて対策を講じておきたいものです。昭和56年5月以前に建築された木造住宅にお住まいの場合、専門家による無料の耐震診断、補強計画策定費補助制度、耐震補強工事費補助制度を活用することができます。また、住宅以外の安全対策のため、家具固定費用の補助制度、耐震シェルター設置費に対する補助制度、倒壊のおそれのあるブロック塀等の撤去・改善補助制度も実施しております。木造住宅以外の建築物に関する耐震相談も行っておりますので、お気軽にご連絡ください。

建築指導課	☎ 221-1124
-------	------------

◆おぼえておきたい応急手当

市内の消防署では、生命の危機に陥ったときに役立つ、普通救命講習を実施しています。一人ひとりが日ごろから応急手当の知識、技術を学び、身につけておきましょう。詳しくは、各消防署にご相談ください。

◆非常持ち出し品と備蓄品の準備を

家族構成を考えて、食糧や飲料水などの準備をしておきましょう。非常持ち出し品は必要最小限のものを用意し、すぐ取り出せる場所に置いておきましょう。

◇備蓄品…簡易トイレ、ブルーシート、カセットコンロ、毛布、寝袋、工具類(パール・ロープ)、携帯電話充電器(乾電池式)など

<自宅の備蓄品>

◇食糧…7日分程度の食糧を用意しておきましょう。そのうち3日分は火を使わなくても食べられる非常食(カンパン・缶詰など)があると便利です。※家族の状況にあわせて備える

◇水…飲料水1日1人3リットルを7日分程度用意しておきましょう。生活用水は浴槽などに水をためておくといよいでしょう。

◇その他非常持ち出し品…貴重品、救急医薬品、非常食糧、ラジオ、懐中電灯、軍手、衣類、タオル、ウェットティッシュ、メモ用紙、食品用ラップ、ビニール袋など

南海トラフ地震に関連する情報について

気象庁は、平成29年11月から「南海トラフ地震に関連する情報」を発表することとし、「東海地震に関連する情報」は発表されなくなりました。

◆「東海地震に関連する情報」からの変更点

- ・東海地域に限らず、南海トラフ地震の震源想定域(駿河湾から日向灘沖まで)が対象となります。
- ・警戒宣言発令時のような、交通規制や鉄道の運行停止、百貨店等の営業中止は原則行われません。

◆情報の種類と発表条件

「南海トラフ地震に関連する情報」は、南海トラフ地震発生の可能性の高まりを評価した結果をお知らせするもので、臨時情報と解説情報の2種類があります。

情報の種類		発表条件	
南海トラフ地震臨時情報	キーワード		
	調査中	・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合	・観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
	巨大地震警戒	・南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合	・南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合	・南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生したと評価した場合 ・想定震源域のプレート境界以外や、想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生したと評価した場合 ・ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合
	調査終了		・巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合
南海トラフ地震関連解説情報		・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合(ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く)	

◆情報が発表されたら

臨時の情報が発表された場合、テレビ・ラジオ等で放送されます。落ち着いて、日頃からの地震の備えを再確認しましょう。

<地震への備えの例>

家具の固定、備蓄の確認、避難場所・避難経路の確認、家族との安否確認手段の取り決めなど。

大規模地震が発生したときは

◆落ち着いて行動しましょう

地震のときには「身の安全を守る」を第一に考えて行動してください。

地域の特性、住宅の安全性などをよく知り、日ごろから避難の準備と心構えをして落ち着いて行動しましょう。

◆お互いに助け合いましょう

大規模地震が発生すると、市内のいたるところで家屋の倒壊や火災が多数発生すると予想されています。

自主防災組織などであらかじめ決められた集合場所での安否確認作業に協力するほか、自主防災組織を中心に初期消火やけが人の救助などの活動を行い、自分たちの地域はみんなでも守りましょう。

◆自宅の被害状況を確認しましょう

地震発生後、自宅に被害がない場合は、避難所には行かず自宅で生活してください。

住宅の被害について自分で判断ができないときは、応急危険度判定士による判定を待ちましょう。

避難生活は体力的、精神的にも不便な生活を強いられるものですので、避難生活をしなくても済むように、家庭で必要な対策をとっておくことが重要です。

◆避難所では

大きな被害を受け、自宅等での生活ができなくなってしまったときには、市が小学校の体育館などに開設する避難所で一時的な避難生活をするようになります。

避難所は、自主防災組織を中心に、避難した人が協力して運営していきます。

- ◆防災情報は同報無線やコミュニティFMでも
緊急時には、同報無線や市内のコミュニティFM放送局「FM-Hi!(76.9MHz)」「マリンパル(76.3MHz)」でも防災情報をお知らせします。うわさやデマに惑わされず、正しい情報をつかむようにしましょう。

- ◆ケガをしたら
地震でケガをした場合は、市が小学校などに開設する「救護所」で医師によるトリアージや手当てを受けます。なお、すり傷など、軽症な場合は家庭や地域で協力して手当てにあたってください。

地震だ津波だすぐ避難!

沿岸部では津波による被害が想定されています。大きな揺れを感じたら、直ちに海沿いから離れ、急いで高台などの安全な場所に避難してください。

- ◆津波避難ビル
市では、沿岸部に「津波避難ビル」を指定しています。津波避難ビルは、学校などの公共施設をはじめ、民間企業やマンションなど、避難する為の高さがある建物などを、津波からの避難のために、一時的に開放してもらうものです。このため、立入りについては津波が襲ってきたときや、津波警報が発表されたときに限られています。
津波避難ビルは、津波からの避難のための建物であり、避難所ではありません。津波の恐れが無くなった場合には、近くの避難所へ移動していただきます。

同報無線は、緊急情報をお伝えします

災害が発生した時や発生の恐れがある時、市では気象や防災に関する情報を一斉に市民の皆さんにお伝えするため、同報無線を設置しています。

同報無線から流れる放送の種類や内容は、次の表のとおりです。特に地震や気象に関する緊急情報は、深夜でも放送しますので、ご承知おきください。

種類	放送内容	放送時間帯
地震津波	地震発生に関する情報(震度5弱以上) 津波に関する情報(警報、注意報など) 緊急地震速報	昼夜を問いません
気象	大雨・洪水警報など気象情報に関する事項 土砂災害警戒情報などに関する事項	昼夜を問いません
避難に関する情報	高齢者等避難 避難指示	昼夜を問いません
事故	災害に起因し、広域的に発生した事故に関する事項(停電・断水など)	昼夜を問いません
火災	大規模火災の発生に関する事項	昼夜を問いません
環境	光化学スモッグ注意報・警報に関する事項	昼夜を問いません
防災訓練	各種防災訓練に関する事項	必要時
国民保護	大規模テロや弾道ミサイル等に関する事項	昼夜を問いません
行方不明	行方不明者に関する事項	午前8時30分～日没
振込詐欺	振込詐欺防止広報	午前8時30分～ 午後5時15分
選挙	選挙公報に関する事項	投票日前と投票日
試験放送	定時チャイム	葵区：午後5時 駿河区：午後5時 清水区：正午と 午後5時

- ◆防災情報電話案内サービス ☎0180-99-5656
同報無線で放送した内容を電話で確認できます。(通話料金がかかります。IP電話やPHSからは利用できません)
- ◆静岡市防災メール
静岡市では、登録していただいた方の携帯電話やパソコン等へ、地震や気象情報等の防災情報を電子メールで配信する「静岡市防災メール」の配信サービスを行っています。ご利用に際しては、下記の登録用アドレスあてに空メールを送信し、返信されたメールに添付されているURLから登録サイトへアクセスし、登録手続きを行ってください。詳しくは、静岡市ホームページをご覧ください。か、危機管理総室までお問い合わせください。

【静岡市防災メール登録用アドレス】
siz-entry@tokyoanpi.sbs-infosys.com

- ◆静岡市緊急情報防災ラジオ
市内2局のコミュニティFM放送局(シティエフエム静岡<FM.Hi!>、エフエムしみず<マリンパル>)の放送波を利用し、電源を切っていても、地震や気象に関する緊急情報を自動的に最大音量で放送します。

災害による被害が発生したときは

市内に大雨、洪水等の気象警報や、津波注意報・警報、地震に関する情報が発表された場合、災害に関する情報を収集し、被害状況を把握するため、各区役所では災害に備えた災害対策室を設置して準備体制をとります。

災害発生時の緊急連絡先は、以下のとおりです。

葵区	災害対策室	☎ 221-1343
	代表	☎ 254-2115
駿河区	災害対策室	☎ 287-8683
	代表	☎ 202-5811
清水区	災害対策室	☎ 354-2024
	代表	☎ 354-2111
	蒲原・由比地区	☎ 385-3111

また、道路の損傷や河川の浸水等が発見された場合の連絡先は下記のとおりです。

◆道路の損傷等

葵区	葵南道路整備課	☎ 221-1486
	葵北道路整備課	☎ 294-1131
駿河区	駿河道路整備課	☎ 221-1734
清水区	清水道路整備課	☎ 354-2027

◆河川の浸水等

葵・駿河区	河川課	☎ 221-1188
清水区	土木事務所	☎ 354-2275

大規模災害時における救護所・救護病院

南海トラフ巨大地震等の大規模な地震災害が発生したときは、地域の診療所は閉鎖され、小学校等の公共施設に救護所が開設されます。救護所には地域の診療所の医師、歯科医師、薬剤師等が出動し、医療救護活動を行います。また、手術が必要な人や入院治療が必要な人は、公立病院などの救護病院へ運ばれ、手術や治療を受けることになります。

1 救護所

葵区	
葵小学校	千代田小学校
新通小学校	千代田東小学校
駒形小学校	西奈小学校
番町小学校	西奈南小学校
田町小学校	麻機小学校
安西小学校	服織小学校
伝馬町小学校	井宮小学校
横内小学校	井宮北小学校
安東小学校	賤機南小学校
城北小学校	安倍口小学校
竜南小学校	美和中学校
静岡瀬名病院（瀬名）	
静岡アオイ病院（吉津）	
静岡富沢病院（富沢）	
静岡リハビリテーション病院（富沢）	
井川診療所（井川）	
梅ヶ島診療所（梅ヶ島）	
玉川診療所（落合）	
大川診療所（坂ノ上）	

駿河区	
森下小学校	東豊田小学校
中田小学校	大谷小学校
南部小学校	東源台小学校
大里西小学校	長田北小学校
中島小学校	長田東小学校
宮竹小学校	長田西小学校
富士見小学校	長田南中学校
西豊田小学校	

清水区	
県立清水東高等学校	清水第七中学校
清水入江小学校	清水庵原小学校
清水第二中学校	清水興津中学校
清水船越小学校	清水小島中学校
清水第四中学校	清水両河内中学校
清水三保第二小学校	蒲原中学校
清水高部東小学校	蒲原西小学校
清水有度第一小学校	由比中学校

2 救護病院・災害拠点病院

※(産)は分娩可能な病院、(抛)は災害拠点病院

(産) (抛) 県立総合病院（葵区北安東四丁目）
県立こども病院（葵区漆山） 小児科のみ
(産) (抛) 静岡赤十字病院（葵区追手町）
(産) (抛) 市立静岡病院（葵区追手町）
静岡厚生病院（葵区北番町）
(産) (抛) 静岡済生会総合病院（駿河区小鹿一丁目）
静岡徳洲会病院（駿河区下川原南）
(産) (抛) 市立清水病院（清水区宮加三）
清水厚生病院（清水区庵原町）
桜ヶ丘病院（清水区桜が丘町）
共立蒲原総合病院（富士市中之郷）

3 災害拠点精神科病院

県立こころの医療センター

4 仮救護所、二次（予備）救護所等

※被災の規模、応援医療チームの支援体制等、状況に応じて開設します

葵区	
賤機中小学校	城内中学校
賤機北小学校	清沢生涯学習交流館
北沼上小学校	駿府城公園
服織西小学校	城北公園
南藁科小学校	辰起町スポーツ広場
中藁科小学校	田町緑地スポーツ広場
美和小学校	弥勒スポーツ広場
松野小学校	特別支援教育センター
大河内小学校	

駿河区	
大里東小学校	南安倍スポーツ広場
久能小学校	中原スポーツ広場
草薙総合運動公園	

清水区	
清水江尻小学校	清水飯田東小学校
清水浜田小学校	清水高部小学校
市立清水桜が丘高等学校	清水有度第二小学校
清水第三中学校	清水袖師中学校
清水不二見小学校	清水保健福祉センター
清水駒越小学校	旧清水斎場
清水三保第一小学校	

戸籍・住民登録〔届出・証明〕

《各区役所戸籍住民課》

葵 区	☎221-1061 ・ ☎ 221-1064
井川支所	☎260-2211 ・ ☎ 260-2213
駿 河 区	☎287-8611 ・ ☎ 287-8703

長田支所	☎259-5522 ・ ☎ 259-5563
清 水 区	☎354-2126 ・ ☎ 353-8859
蒲原支所	☎385-7760 ・ ☎ 385-3110

戸籍関係の届出

届の名称	お持ちいただくもの	ご注意いただくこと
出生届	①母子健康手帳 ②母の国民健康保険証（加入者のみ）	①生まれた日から14日以内に届出をしてください。（生まれた日を1日目として計算します） ②赤ちゃんの名前に使える文字は、常用漢字、人名用漢字、ひらがな、カタカナの範囲に限られています。
婚姻届	①届出人の本人確認のため運転免許証、マイナンバーカード、パスポート（旅券）等をお持ちください。 ②戸籍全部事項証明（戸籍謄本）（本籍が市外の方のみ） ③国民健康保険証（加入者のみ） ④マイナンバーカード、住民基本台帳カード（お持ちの方）	①証人として成人2人の署名等が必要です。※ ②令和4年4月1日の時点で既に16歳以上の女性は、引き続き、18歳未満でも結婚することができますが、父母の同意が必要となります。
養子縁組届	①届出人の本人確認のため運転免許証、マイナンバーカード、パスポート（旅券）等をお持ちください。 ②戸籍全部事項証明（戸籍謄本）（本籍が市外の方のみ） ③国民健康保険証（加入者のみ） ④マイナンバーカード、住民基本台帳カード（お持ちの方）	①証人として成人2人の署名等が必要です。※ ②未成年者を養子にする時は家庭裁判所の許可書が必要となる場合があります。 ※養子縁組の要件は、ケースによって異なりますので詳細は各区役所戸籍住民課へお問い合わせください。
離婚届	協議離婚の場合 ①届出人の本人確認のため運転免許証、マイナンバーカード、パスポート（旅券）等をお持ちください。 ②戸籍全部事項証明（戸籍謄本）（本籍が市外の方のみ） ③国民健康保険証（加入者のみ） ④マイナンバーカード、住民基本台帳カード（お持ちの方）	協議離婚の場合 ①証人として成人2人の署名等が必要です。※ ②夫婦間の未成年の子について親権者を父（養父）又は母（養母）のいずれかに決めてください。 ③離婚により元の氏に戻った場合でも、離婚の日から3か月以内に届をするにより、婚姻中の氏を称することができます。
	裁判離婚（調停・審判・和解・請求の認諾・判決）の場合 ①届出人の本人確認のため運転免許証、マイナンバーカード、パスポート（旅券）等をお持ちください。 ②戸籍全部事項証明（戸籍謄本）（本籍が市外の方のみ） ③調書の謄本又は、審判・判決の謄本と確定証明書 ④国民健康保険証（加入者のみ） ⑤マイナンバーカード、住民基本台帳カード（お持ちの方）	裁判離婚（調停・審判・和解・請求の認諾・判決）の場合 ①裁判離婚のときは、調停成立または裁判確定の日から10日以内に申立人（原告）が届出をしてください。 ②離婚により元の氏に戻った場合でも、離婚の日から3か月以内に届をするにより、婚姻中の氏を称することができます。
死亡届	①国民健康保険証（加入者のみ） ※後期高齢者医療被保険者証、介護保険被保険者証をお持ちの方は別途手続きをしてください。	①死亡したことを知った日から7日以内に届出をしてください。（知った日を1日目として計算します。） ②届出の際、火葬許可証、斎場利用許可証、霊柩自動車利用許可証を交付します。
転籍届 （本籍を移すとき）	①戸籍全部事項証明（戸籍謄本）（同一区内で転籍する場合は必要ありません）	※住所の異動届では、本籍は変わりません。

※戸籍届出は押印不要です。ただし既に押印した届出を提出する場合はその届出に押印した印をお持ちください。

戸籍証明・住民票・印鑑登録証明書

何が必要ですか	手数料(令和4年4月現在)	お持ちいただくもの・ご注意いただくこと
戸籍全部事項証明(戸籍謄本) 戸籍個人事項証明(戸籍抄本)	1通450円	①窓口に来られた方の本人確認のため運転免許証、マイナンバーカード、パスポート（旅券）等をお持ちください。 ②窓口に来られた方が「請求する戸籍に記載のある方や、その配偶者、直系血族の方」以外の場合、委任状が必要です。 ③正確な本籍、筆頭者氏名を確認して来てください。 ④本籍が市外の方は、本籍のある市区町村へ請求してください。（郵便で請求する方法もあります）
除籍・改製原戸籍謄抄本	1通750円	
戸籍の附票	1通300円	
身分証明	1通300円	

何が必要ですか	手数料(令和4年4月現在)	お持ちいただくもの・ご注意いただくこと
住民票の写し	1通300円	①窓口に来られた方の本人確認のため運転免許証、マイナンバーカード、パスポート(旅券)等をお持ちください。 ②正確な住所、氏名を確認して来てください。 ③窓口に来られた方が「請求する住民票の世帯主または同一世帯員」以外の場合、委任状が必要です。 ※住民票コード、個人番号記載のものを委任状により代理の方が請求される場合、窓口でのお渡しではなく、本人あて郵送となります。
印鑑登録証明書	1通300円	①証明をとりたいご本人の印鑑登録証(または印鑑登録手帳)を必ずお持ちください。(免許証や実印では印鑑登録証明書はとれません) ②正確な住所、氏名、生年月日を確認して来てください。 ③代理人でも委任状は不要です。

住所の異動

届の名称	お持ちいただくもの	ご注意いただくこと
転入届 (静岡市へ引越してきた)	①窓口に来られた方の本人確認のため運転免許証、マイナンバーカード、パスポート(旅券)等をお持ちください。 ②窓口に来られた方が「届出人本人または同一世帯員」以外の場合は、届出人本人が記載した委任状が必要です。 ③転出証明書(前住所地で交付) なお、マイナンバーカードや住民基本台帳カードによる転出届をした方で、転出証明書が交付されていない場合には、マイナンバーカード又は、住民基本台帳カードをお持ちください。 ④国民健康保険証(転入世帯の世帯主が変更になる場合のみ加入者全員分) ⑤マイナンバーカード又は、住民基本台帳カード(お持ちの方全員分) ⑥在留カード、特別永住者証明書(外国籍の方)	①住み始めてから14日以内に届出をしてください。 ②小・中学生には新しい学校を指定します。 ③国外からの転入には転入者全員分のパスポート(旅券)と健康保険証(加入中の場合)が必要です。 本籍が市外の方は戸籍全部事項証明(戸籍謄本)か戸籍個人事項証明(戸籍抄本)と、戸籍の附票もお持ちください。
転居届 (市内での住所異動)	①窓口に来られた方の本人確認のため運転免許証、マイナンバーカード、パスポート(旅券)等をお持ちください。 ②窓口に来られた方が「届出人本人または同一世帯員」以外の場合は、届出人本人が記載した委任状が必要です。 ③マイナンバーカード又は、住民基本台帳カード(お持ちの方) ④国民健康保険証(加入者のみ) ⑤後期高齢者医療被保険者証(該当者のみ) ⑥介護保険被保険者証(該当者のみ) ⑦子ども医療費受給者証(該当者のみ) ⑧身体障害者手帳(該当者のみ) ⑨療育手帳(該当者のみ) ⑩重度心身障害者医療費助成受給者証(該当者のみ) ⑪在留カード、特別永住者証明書(外国籍の方)	①新しいところに住み始めてから14日以内に届出をしてください。 ②学区が変わる小・中学生には新しい学校を指定します。 ③アパート、マンションなどで部屋が変わったときも届出をしてください。
転出届 (市外に引越す)		①およそ2週間前から届出をすることができます。 ②国外に1年以上行くときは、この届出をしてください。 ③国民健康保険加入者で学生用保険証(遠隔地)を希望される方は、学生証・在学証明書などのコピーをお持ちください。

印鑑登録するとき

印鑑登録	ご注意いただくこと
印鑑登録できる所	各区役所戸籍住民課、井川支所、長田支所、蒲原支所
印鑑登録できる方	静岡市の住民基本台帳に記載されている15歳以上の方・意思能力を有する方 ※登録しようとする方が成年被後見人の場合は、各区役所戸籍住民課へお問い合わせください。
手数料	印鑑登録手数料は300円です。
登録できない印鑑	①機械彫りなど類似印があると認められるもの(手彫りでないもの) ②住民基本台帳に登録されている氏名、氏、名、旧氏の文字で表していないもの ③印影の大きさが1辺8mmの正方形より小さいもの、又は1辺25mmの正方形より大きいもの ④職業等氏名以外の事項を表しているもの ⑤竜紋・唐草模様など氏名以外の紋様を付したものの ⑥ゴム印、プラスチック、樹脂製などの印形の変化しやすいもの ⑦印影を鮮明に表しにくいもの・ふちのないもの・ふちが欠けているもの ※その他詳細については各区役所戸籍住民課にお問い合わせください。
印鑑を登録する本人が申請に来庁する場合	◆原則として 登録する本人が来庁のうえ申請していただき、照会書を印鑑登録する本人あてに郵送します。本人が郵送された照会書(回答書)と登録する印鑑及び健康保険証、年金手帳等の本人確認資料を持参された日に印鑑登録が完了します。(最初の来庁時より4日~1週間位かかります)なお、最初の来庁時には印鑑登録証の交付は受けられません。 ただし、以下の場合は即日印鑑登録が可能です。 ①運転免許証・パスポート(旅券)・マイナンバーカード・住民基本台帳カード(写真付き)又は在留カード等、官公署発行の顔写真がはってある身分証明書(有効期限が切れていないもの)をお持ちいただいた場合 ※保険証では即日で登録できません。 ②静岡市に印鑑登録してある20歳以上の人が保証人となる場合 ※登録申請書の保証人欄に保証人本人が記載し、登録印鑑を押印したものをもちってください。保証人の印影が不鮮明な場合、書類に不備がある場合は、再度の押印や書類の訂正などをお願いすることがあります。
やむをえず代理人が申請に来庁する場合	◆印鑑を登録する本人が代理人に対し、印鑑登録に関する権限を委任する旨を書いた委任状が必要となります。(委任状の用紙は各区役所戸籍住民課、支所及び市民サービスコーナー、市ホームページにあります) ◆申請後照会書を印鑑登録する本人あてに郵送します。本人又は代理人が郵送された照会書(回答書兼委任状)と登録する印鑑及びその本人と代理人の運転免許証、健康保険証等の本人確認資料をお持ちいただいた日に印鑑登録が完了します。(最初の来庁時より4日~1週間位かかります) ※各手続きにより印鑑登録が完了した後、印鑑登録証を交付します。印鑑登録証明書の請求については上記をご参照ください。

自動交付機の運用終了

平成11年よりみなさまにご利用いただいております印鑑登録証明書・住民票の写しの証明書自動交付機は、令和2年2月をもって終了しました。

現在お持ちの印鑑登録証は窓口で印鑑登録証明書を取得するために必要ですので、自動交付機の運用が終了した後も大切に保管してください。

マイナンバーカード

内 容	ご 案 内
マイナンバーカードとは	<p>マイナンバーカードは、プラスチック製のICチップ付きカードで、券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーと本人の顔写真等が表示されていて、本人確認のための公的な身分証明書として使用できるほか、電子証明書を使った証明書コンビニ交付サービスやe-Tax等の利用もできるカードです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●マイナンバーカードの有効期限…10回目の誕生日まで(18歳未満は5回目の誕生日まで) ●マイナンバーカードの交付手数料は当面の間無料です。 ただし、紛失や盗難等により再交付する場合は有料800円(同時に電子証明書を発行する場合は+200円)になります。 <p>◆電子証明書 マイナンバーカードには2種類の「電子証明書」が標準搭載されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●署名用電子証明書…e-Taxや行政機関の電子申請時に電子文書を作成・送信する際に使用します。(15歳未満の方、成年被後見人の方には原則搭載されません。) ●利用者証明用電子証明書…コンビニで証明書を取得する時やマイナポータルログイン時に使用します。 ●電子証明書の有効期限は、5回目の誕生日までです。 <p>◆外国籍の方の有効期限は、在留期限までになります。</p>
マイナンバーカードの申請・受け取り	<p>マイナンバーカードは、国内全市区町村分を一括作成するため、区役所の窓口で即日交付することはできません。申請から交付まで日数がかかります。</p> <p>◆マイナンバーカードの申請方法 お手元に送られたマイナンバーの通知カード又は個人番号通知書に同封されている申請書に必要事項を記入のうえ、顔写真を貼り、返信用封筒で送ってください。また、スマートフォンやパソコンでインターネットからの申請もできます。なお、申請書がお手元に無い場合は、各区役所戸籍住民課窓口で発行可能です。 15歳未満の方及び成年被後見人は、法定代理人の申請になります。</p> <p>◆マイナンバーカードの受取方法 マイナンバーカードをお渡しできるようになりましたら、区役所から「交付通知書」がご自宅に届きますので、電話でご予約のうえ、「交付通知書」に記載されている持ち物を持ってご本人が受け取りにお越しください。(やむを得ない理由によりご本人が受け取りに来られない場合は、区役所へご相談ください。)</p> <p>◆暗証番号の設定 マイナンバーカードを受け取っていただく際に、ご本人に暗証番号を設定していただきます。</p>
証明書コンビニ交付サービス	<p>静岡市では、平成28年1月から証明書コンビニ交付サービスを開始しました。マイナンバーカードに搭載されている利用者証明用電子証明書が有効で、その暗証番号(4桁数字)が照合できた場合はコンビニエンスストアで下記の証明書が取得できます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●コンビニエンスストアで取得できる証明書 <ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写し ・印鑑登録証明書 ・戸籍全部事項証明書 ・戸籍個人事項証明書 ・戸籍の附票 ・個人市県民税課税証明書 ・個人市県民税納税証明書 <p>※戸籍の証明は、住所地・本籍地共に市内の方に限ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●取扱時間…午前6時30分～午後11時(年末年始、メンテナンス日を除く) ●取扱店舗…全国のセブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート等の各店舗
マイナンバー関係のお問い合わせ先	<p>◆マイナンバーコールセンター</p> <ul style="list-style-type: none"> ●総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178(無料) <ul style="list-style-type: none"> 平 日:午前9時30分～午後8時 土 日 祝:午前9時30分～午後5時30分(年末年始は休み) ※マイナンバーカードの紛失、盗難等の一時利用停止は24時間・365日受付 ●ナビダイヤル ☎0570-783-578(有料) <ul style="list-style-type: none"> 全 日:午前8時30分～午後8時(年末年始は休み) <p>◆その他各区役所戸籍住民課へ</p>

マイナンバー通知カードの運用終了

法律の改正によりマイナンバーの通知カードは令和2年5月25日に廃止されました。

廃止により、通知カードの再交付申請及び住所、氏名等の券面変更の手続きができなくなりました。なお、当該通知カードに記載された住所、氏名等が住民票の記載事項と一致している場合に限り、マイナンバーを証明する書類として引き続き使用することができます。(一致していない場合は、マイナンバーの証明として使用できません。)

通知カードに記載されたマイナンバーは今後も各手続等で

使用する番号ですので、紛失しないようご注意ください。

通知カードの紛失等で、マイナンバーがわからなくなってしまった場合は、マイナンバーカードを取得していただくか、マイナンバー入りの「住民票の写し」をご請求ください。

なお今後、出生等で新たにマイナンバーが付番される方には、「個人番号通知書」が郵送されます。

住民基本台帳カードの発行終了

平成28年1月からマイナンバーカードの交付が開始されたことに伴い、住民基本台帳カードの新規発行及び住民基本台帳カードに搭載される電子証明書の発行は平成27年12月をも

って終了しました。

現在お持ちの住民基本台帳カードは、有効期限まで使用できます。

パスポート(旅券)の申請・受け取り

- 必要書類・持ち物は、手続き内容によって異なります。申請書の記入方法や写真撮影時の注意点なども詳しくご説明しますので、各区役所の旅券窓口へお尋ねください。
- 申請書の用紙・記入例は、各区役所1階の旅券窓口および市民サービスコーナーで配付しています。
- ダウンロード申請書で申請することもできます。詳しい利用方法は外務省ホームページ（「パスポート申請書ダウンロード」）をご覧ください。

- 入国時にパスポートの有効期間の残りが一定期間必要な国があり、有効期間中であってもその条件を満たさない場合は渡航できませんので、ご注意ください。
- ビザ（査証）に関するお問い合わせは、直接または旅行会社等を通じて各国大使館（領事館）へ。

ご注意いただくこと

申請できるところ	<ul style="list-style-type: none"> ◆各区役所1階の旅券窓口 静岡県内の窓口で旅券を申請できるのは、原則として静岡県内に住民登録している方です。静岡県内であれば他市旅券窓口でも手続きできます。ただし、受け取りは申請した窓口のみで、申請者本人による受け取りが必要です。 ※単身赴任・学生等で他県に住民票がある場合でも、条件を満たせば申請できることがありますので、前もって旅券窓口にご相談ください。
窓口開設時間	<ul style="list-style-type: none"> ◆月曜日～金曜日の午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日・年末年始を除く） 申請手続きには、お時間の余裕をもってお越しいただきますよう、ご協力をお願いします。 ※受取りのみ月1回日曜日（日時については、ホームページ・窓口にてご確認ください。）
申請ができる方	<p>本人申請が原則ですが、代理の方でも申請できます。ただし、申請書は申請者本人記入欄（直筆）にもれがなく記入したものと、本人確認書類の原本をお持ちいただく必要があります。</p> <p>※手続き内容によっては代理申請できない場合があります。</p>
パスポートの種類	<p>10年用と5年用の2種類があります。（18歳未満の方は5年用のみ）</p> <p>※年齢は、申請書を提出する日の年齢です。年齢の計算は、誕生日の前日に1歳加算されるため、18歳の誕生日の前日から10年用旅券を申請することができます。</p>
手続きの種類	<ul style="list-style-type: none"> ◆新規申請…初めて申請する場合や、有効期限切れ等で前回パスポートが失効した場合に新しいパスポートを作成する手続き ◆切替新規申請…現在お持ちの有効中のパスポートの期限まで1年未満になった場合や、損傷した場合などに新しいパスポートを作成する手続き ◆訂正新規申請…氏名や本籍（都道府県名）等が変更になった場合に、残りの有効期間に関係なく新しいパスポートを作成する手続き ◆記載事項変更申請…氏名や本籍（都道府県名）等が変更になった場合に、有効期間満了日が同一のパスポートを作成する手続き ◆査証欄増補申請…有効中のパスポートの査証欄ページを増やす手続き（1冊につき1回のみ）
申請時の持ち物	<p>必要書類がそろっていないと申請をお受けできません。ご注意ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆申請書（消せるボールペンは使用できません） <ul style="list-style-type: none"> ・10年用と5年用では用紙が異なります ◆戸籍謄本又は抄本（戸籍全部事項証明書または個人事項証明書） <p>※有効中の旅券を切替える場合で、氏名や本籍の都道府県名に変更がない方は、原則省略できます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載内容が最新で発行日から6か月以内のもの ・同一戸籍内の家族が同時に申請する場合は、戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）1通で申請できます <ul style="list-style-type: none"> ◆写真1枚（規格の詳細は別表参照） <ul style="list-style-type: none"> ・申請日前6か月以内に撮影した、パスポート証明用の写真を、申請書にはらずにお持ちください ・世界標準の写真規格に合わない場合は、撮り直しをお願いします ◆本人確認書類【別表に定める①（1点）または②（2点）】 <ul style="list-style-type: none"> ・有効中の原本をお持ちください（コピーでは手続きできません） ・代理人が申請書を提出する場合は、申請者本人と代理人それぞれの本人確認書類が必要です ・中学生以下の申請の場合は、法定代理人（親権者）の本人確認書類でも構いません ◆前回取得したパスポート <ul style="list-style-type: none"> ・有効期間内のパスポートを切り替える手続き時には、必ずお持ちください ・過去にパスポートを取得して有効期限切れの場合も、パスポートがあればお持ちください ◆住民票 <p>※静岡市に住民登録をしている人が、市内の窓口で申請する場合は不要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発行日から6か月以内のものをお持ちください <p>◇その他手続きの種類・内容により、追加書類の提出・作成をお願いする場合があります</p>
未成年者の申請についての注意	<p>法定代理人署名が必要です。申請書裏面「法定代理人署名」欄に、親権者本人（父または母）が必ず署名してください。署名がないとお受けできません。</p>
受け取りまでの日数	<p>8営業日（申請日を1日目として、土日祝日・年末年始を除いた8日目から受け取ることができます）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請後のキャンセルはできませんので、必ず受け取りにお越しください
受取時の注意	<p>申請者本人が、申請した窓口へお越しください（代理での受け取りはできません）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅券受取時に手数料として収入印紙と静岡県収入証紙で納めていただきます ・「受領証」を持って、受付時間内にお越しください
手数料	<ul style="list-style-type: none"> ◆新規申請・切替新規申請・訂正新規申請 <ul style="list-style-type: none"> 【10年】16,000円 【5年】11,000円（*11歳以下6,000円）*12歳の誕生日の前々日の申請まで ◆記載事項変更申請…6,000円 ◆査証欄増補申請…2,500円
有効中のパスポートをなくしたとき	<ul style="list-style-type: none"> ◆申請者本人による窓口での手続き【紛失一般旅券等届出紛失届】が必要です。 ・旅行直前になって「自宅のどこかにしまったはずだが、見つからない」という相談がよくあります。紛失届と新規申請をすれば新しいパスポートを作成できますが、交付まで8営業日かかります。 ・外出先で紛失した場合は、犯罪に使われる危険もあるため、まず警察署に紛失を届け出てください。その際に発行される届出受理番号など、紛失を届け出たことを証明する書類が必要になります。 ・火事等で焼失した場合は、消防署または市区町村の発行する罹災証明書のいずれかが1つが必要です。

パスポート用提出写真について	
写真の規格 ○申請者本人のみが撮影されたもの ○縁なしで右の各寸法を満たしたもの ○無背景（影・柄・グラデーションなし）のもの ○申請日前6か月以内に撮影されたもの ○無帽で正面を向いたもの ○その他人物の特定に支障がないもの	写真寸法図 （単位：mm）
不適当な写真例 ※以下に該当する場合は、申請をお受けできません。	
○右図の規格に合わないもの ○化粧・服装等により本人確認が困難なもの ○不鮮明なもの、変色したり汚れやキズのあるもの ○目元がはっきりしないもの ・眼鏡のレンズに光が反射したもの ・眼鏡のフレームが目にかかっているもの ・カラーコンタクトレンズ着用したもの ・髪が目にかかっているもの等 ○頭髪、着衣と背景が同一色で区別がつかないもの 例：白い着衣と白い背景や、頭髪と背景（影を含む）が同色のものなど ○ヘアバンド、マスク、装飾品などで髪や顔の一部を覆っているもの	

パスポート申請時の本人確認書類 ※コピー不可	
① 次のものから1点	
○日本国旅券（有効旅券または失効後6か月以内のもの） ○運転免許証 ○船員手帳 ○海技免状 ○小型船舶操縦免許証 ○マイナンバーカード ○写真付き住民基本台帳カード（マイナンバーカードの交付を受けていない場合に限る） ○猟銃・空気銃所持許可証 ○宅地建物取引主任者証 ○電気工事士免状 ○無線操縦車免許証 ○官公庁職員身分証明書（写真付） ○運転経歴証明書（平成24年4月以降発行のもの） ○身体障害者手帳（写真付で写真はり替え防止がなされているもの）	
② ①が無い場合は、次のものから2点 【ア】 + 【ア】 または 【ア】 + 【イ】 ※イを2点は不可	
【ア】	○国民健康保険証、健康保険証、船員保険証、共済組合員証、後期高齢者医療被保険者証 ○介護保険被保険者証 ○国民年金・厚生年金の手帳または証書、船員保険年金証書、共済年金・恩給証書 ○印鑑登録証明書（この場合は登録した印鑑も必要です） ○納税証明書または源泉徴収票（直近のもの） ○本籍地の市町村発行の身分証明書 ○生徒手帳（写真のないもの）
【イ】	○会社の身分証明書（写真付） ○学生証、生徒手帳 ○公の機関が発行した資格証明書（写真付） ○失効旅券 ○療育手帳 ○身体障害者手帳（写真はり替え防止がなされていないもの）

※上記以外の本人確認書類について詳しくは、旅券窓口にお問い合わせください



i 市民サービスコーナー

葵区市民サービスコーナー

受付時間: 月曜日～金曜日の午前8時30分～午後5時(土・日曜日と祝休日は休み) ※井川支所は午前8時30分～午後5時15分
取扱業務: すべての市民サービスコーナー等で、下記証明書の交付が受けられます。

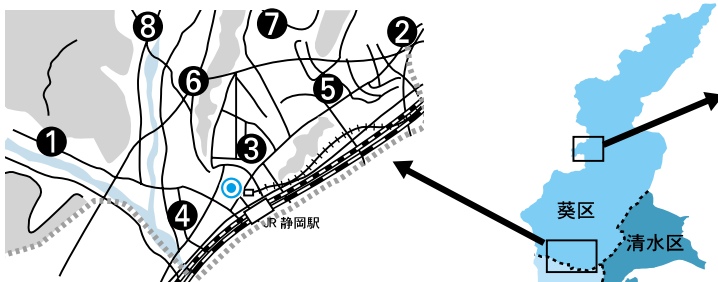
●印の市民サービスコーナーと★印の支所では証明書の交付に加え、下記届出の手続きができます。

交付できる証明書

戸籍全部・個人事項証明(謄抄本)、平成改製原戸籍、戸籍の附票、身分証明書、住民票の写し、印鑑登録証明書、年金受給者現況証明(はがき)、住民票記載事項証明
 課税(所得)証明や納税証明書も取り扱っています。

受付できる届出 ●印と★印施設に限る

婚姻・出生等の戸籍届、転居や転出入等の住民異動届、国民健康保険・国民年金の加入や脱退等の届出
 ※一部、取り扱いできない届出がありますので、詳しくは各市民サービスコーナー等へお問い合わせください。



●葵区役所戸籍住民課 ☎221-1061 (追手町5番1号) 駿河区

★井川支所 ☎260-2211
井川656番地の2

●薬科保健福祉センター内 ☎278-4110
羽鳥本町5番10号

●リンク西奈内 ☎265-2472
瀬名二丁目32番43号

●城東保健福祉エリア保健所棟内 ☎249-3168
城東町24番1号

●西部生涯学習センター内 ☎253-1162
田町三丁目46番地の5

●東部生涯学習センター内 ☎263-0361
千代田七丁目8番15号

●北部生涯学習センター内 ☎252-5656
昭府二丁目14番1号

●麻機地区複合施設内 ☎248-5055
有永町2番43号

●美和地区複合施設内 ☎296-5677
安倍口団地5番1号

その他の市民サービスコーナー

- 清沢生涯学習交流館内 ☎295-3111
- 大川生涯学習交流館内 ☎291-2002
- 梅ヶ島生涯学習交流館内 ☎269-2002
- 大河内生涯学習交流館内 ☎293-2111
- 玉川生涯学習交流館内 ☎292-2111

戸籍・住民登録〔届出・証明〕

駿河区市民サービスコーナー

受付時間: 月曜日～金曜日の午前8時30分～午後5時(土・日曜日と祝休日は休み) ※長田支所は午前8時30分～午後5時15分
取扱業務: すべての市民サービスコーナー等で、下記証明書の交付が受けられます。

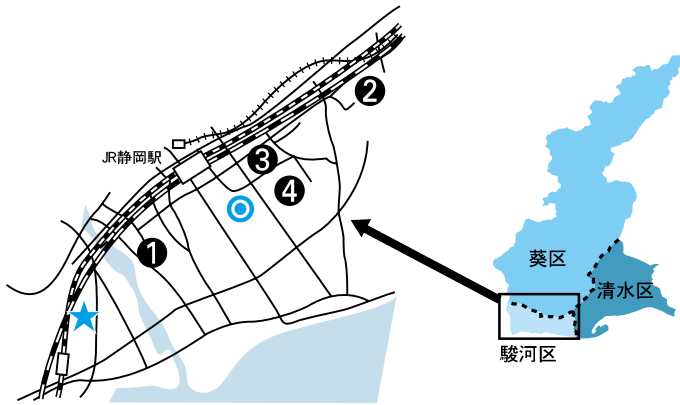
●印の市民サービスコーナーと★印の支所では証明書の交付に加え、下記届出の手続きができます。

交付できる証明書

戸籍全部・個人事項証明(謄抄本)、平成改製原戸籍、戸籍の附票、身分証明書、住民票の写し、印鑑登録証明書、年金受給者現況証明(はがき)、住民票記載事項証明
 課税(所得)証明や納税証明書も取り扱っています。

受付できる届出 ●印と★印施設に限る

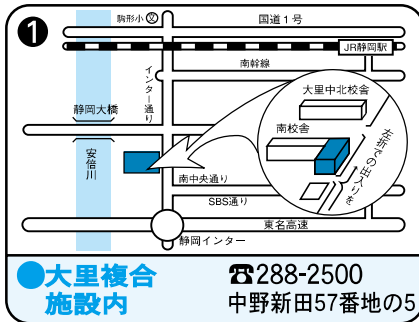
婚姻・出生等の戸籍届、転居や転出入等の住民異動届、国民健康保険・国民年金の加入や脱退等の届出
 ※一部、取り扱いできない届出がありますので、詳しくは各市民サービスコーナー等へお問い合わせください。



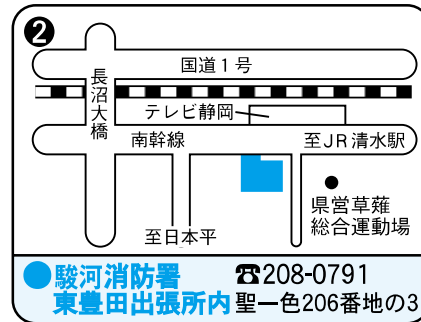
★長田支所 ☎259-5522
 上川原13番1号

長田支所では印鑑登録もできます

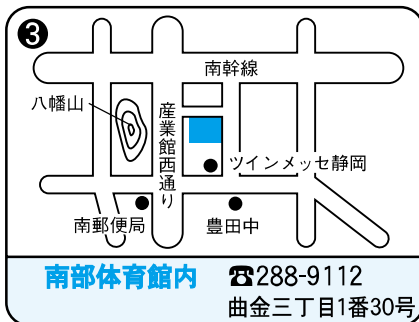
●駿河区役所戸籍住民課 ☎287-8611 (南八幡町10番40号)



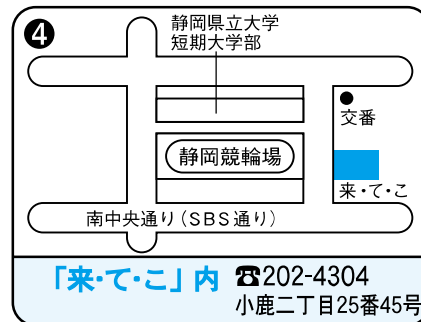
●大里複合施設内 ☎288-2500
 中野新田57番地の5



●駿河消防署 ☎208-0791
 ●東豊田出張所内 聖一色206番地の3



●南部体育館内 ☎288-9112
 曲金三丁目1番30号



「来・て・こ」内 ☎202-4304
 小鹿二丁目25番45号

清水区市民サービスコーナー

受付時間: 月曜日～金曜日の午前8時30分～午後5時(土・日曜日と祝休日は休み) ※蒲原支所は午前8時30分～午後5時15分
取扱業務: すべての市民サービスコーナー等で、下記証明書の交付が受けられます。

●印の市民サービスコーナーと★印の支所では証明書の交付に加え、下記届出の手続きができます。

交付できる証明書

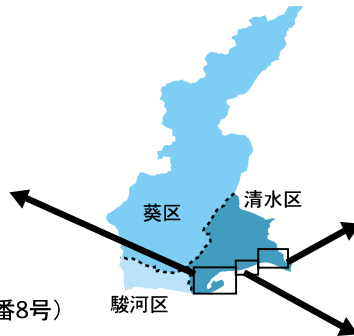
戸籍全部・個人事項証明(謄抄本)、平成改製原戸籍、戸籍の附票、身分証明書、住民票の写し、印鑑登録証明書、年金受給者現況証明(はがき)、住民票記載事項証明
 課税(所得)証明や納税証明書も取り扱っています。

受付できる届出 ●印と★印施設に限る

婚姻・出生等の戸籍届、転居や転出入等の住民異動届、国民健康保険・国民年金の加入や脱退等の届出
 ※一部、取り扱いできない届出がありますので、詳しくは各市民サービスコーナー等へお問い合わせください。



◎清水区役所戸籍住民課 ☎354-2126 (旭町6番8号)



★**蒲原支所** ☎385-7760
 蒲原新田一丁目21番1号

1 JR興津駅
 至JR清水駅
 興津交番
 国道1号
 ●NTT西日本興津
 ●清見潟公園
 静岡バイパス

●**興津生涯学習交流館内** ☎369-1333
 興津本町829番地

2 至三保
 御穂神社
 三保生涯学習交流館
 三保松原入口
 三保街道

●**三保生涯学習交流館内** ☎335-0018
 三保松原町39番地の5

由比郵便局
 国道396号
 GS
 JAするが路
 由比保健福祉センター
 至JR由比駅 東海道本線 至JR蒲原駅
 国に富士由比バイパス
 東名高速道路

●**由比生涯学習交流館内** ☎376-0536
 由比北田457番地の1

3 市立清水病院
 日本平パークウェイ
 忠霊塔 グラウンド
 駒越交番
 至大谷 至清水
 国道150号

●**駒越生涯学習交流館内** ☎335-0017
 迎山町1番7号

4 セツ新屋
 国道1号
 静岡鉄道 御門台駅
 清水有度第一小学校
 至JR静岡駅方面 南幹線 至JR清水駅方面

●**有度生涯学習交流館内** ☎345-6710
 草薙一里山3番1号

5 体育館 ●清水高小小学校
 至清水インター
 至JR静岡駅 東名高速 至JR清水駅方面
 北街道 ●高部交番

●**高部生涯学習交流館内** ☎345-8779
 押切1086番地の2

6 至山原
 スーパー
 市営団地
 至清水インター
 静岡バイパス ●JAしみず飯田支店
 北街道

●**飯田生涯学習交流館内** ☎365-4263
 下野東9番1号

7 至東京 北
 清水袖師小学校
 清水銀行
 JR東海道新幹線
 国道1号
 至JR清水駅 JR東海道線 至JR興津駅

●**袖師生涯学習交流館内** ☎367-1175
 袖師町1092番地の1

8 東名高速 至東京
 庵原町交番
 コンビニエンスストア ●JAしみず庵原支店
 GS
 静岡バイパス 至JR興津駅

●**庵原生涯学習交流館内** ☎365-4262
 庵原町68番地の1

その他の市民サービスコーナー **小島生涯学習交流館内** ☎393-3344
両河内生涯学習交流館内 ☎395-2244

齋場の利用

齋場は市内に4か所ありますが、いずれの齋場も利用できます。

静岡齋場

葵区慈悲尾472番地の1 ☎276-2000

清水齋場

清水区北矢部1481番地 ☎352-0420

静岡齋場井川分場

葵区井川1243番地の3 ☎260-2211(井川支所)

庵原齋場

清水区蒲原4999番地の1 ☎385-6695

◆齋場の利用予約

静岡齋場、清水齋場については、各区役所の戸籍住民課、支所で、どちらの予約も受け付けています。

井川分場については井川支所で、庵原齋場については蒲原支所「戸籍住民係」で予約の受け付けをします。

なお、休日や夜間などの時間外については各区役所、蒲原支所の警備員室等で予約の受け付けをします。

葬祭業者が家族に代わって予約することもできます。

◆利用方法

死亡届(死産届)を提出した各区役所、支所に許可申請書を提出してください。

◆齋場使用料

死亡時の死亡者の住所が

静岡市内の場合 12歳以上:10,000円

その他の場合 12歳以上:44,000円

◆齋場の休日

1月1日と毎年市長が指定する日(友引)

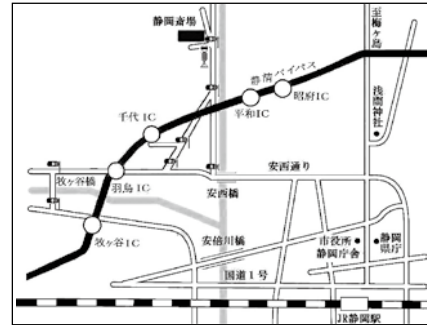
◆開場時間

午前9時～午後5時

◆霊柩自動車

それぞれの齋場で霊柩自動車を所有していますが、運行範囲が異なるので、齋場の利用予約の際、問い合わせてください。

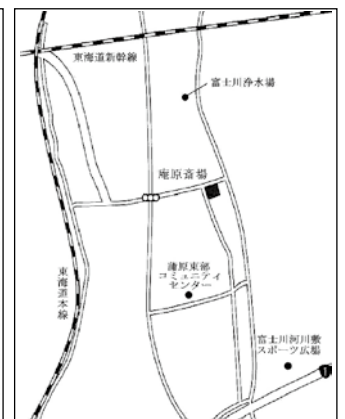
静岡齋場



清水齋場



庵原齋場



戸籍・住民登録〔届出・証明〕

市営納骨堂・墓地

戸籍管理課

☎221-1297

愛宕霊堂

葵区沓谷1261番地の9(愛宕霊園内)

納骨堂はご遺骨を期限付きまたは永年で収蔵する施設です。直接個々に参拝するのではなく、納骨堂中央参拝ホールで参拝を行います。

◆納骨堂の利用資格

静岡市に住民登録のある方で市内に墓地がなく、ご遺骨を祀るべき立場にある方。

◆利用方法

静岡市役所静岡庁舎新館15階戸籍管理課で申込みを受け付けます。必要書類等、くわしくは戸籍管理課までお問い合わせください。

◆使用料

期限付収蔵:1体1年につき5,330円

永年収蔵:1体 106,790円

◆開堂日時

12月29日～翌年1月3日を除く 毎日午前9時～午後4時

市営墓地

愛宕霊園:葵区沓谷1333番地の1

沓谷霊園:葵区沓谷一丁目174番地(街区番号は22番)

沼上霊園:葵区南沼上2052番地の352

清水大平山霊園:清水区横砂東町1859番地の3

◆墓地の利用募集

現在、沼上霊園のみ年1回新規造成区画の募集を行っています。募集時期については広報しずおかおよび市ホームページでお知らせします。